

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の給付について

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

■対象児童

①令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童

②令和3年9月30日時点で高校生等
(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ) の児童(保護者の所得が児童
手当の支給対象となる金額と同等未満の場合)

③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

■支給対象者 対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方

■支給金額 対象児童1人につき10万円【現金給付】

■支給時期等

【対象児童①の保護者の方】※公務員の方を除く。

1回目：令和3年12月27日（月）に指定口座へ5万円を振り込み。

2回目：令和4年1月下旬に指定口座へ5万円を振り込み予定。

【対象児童②、③の保護者および公務員の方】

令和4年1月中旬に、申請依頼通知等の案内を送付する予定です。

※詳細は、市ホームページ「子育て世帯への臨時特別給付金」で検索

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 子ども福祉課 担当：石塚

電話番号：0296-77-1101（内線166） ファックス番号：0296-78-0692

e-mail：kodomocity@city.kasama.lg.jp